

## 清水町地域公共交通活性化協議会規約

### (目的)

第1条 清水町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の素案作成に関する協議及び連携計画の実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など、地域内公共交通の活性化に関する事項を協議するため設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、清水町南4条2丁目2番地清水町役場内に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 連携計画の素案作成及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

### (委員)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

### (協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

### (会長)

第6条 会長は、清水町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監事を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、清水町のホームページ等を利用して公表する。

7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、清水町役場企画課に置く。

3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成22年3月12日から施行する。
- 2 協議会 設置時の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成22年10月1日から施行する。
- 5 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 9 この規約は、令和3年9月1日から施行する。
- 10 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体	委員
計画を策定する町	清水町	町長及び町長が指名する者
道路管理者	帯広開発建設部	帯広開発建設部長が指名する者
	十勝総合振興局帯広建設管理部 鹿追出張所	鹿追出張所長及び所長が指名する者
公共交通事業者等	北海道拓殖バス株式会社	代表及び代表が指名する者
	十勝バス株式会社	
	昭和タクシー株式会社	
	北海道地方運輸産業労働組合協議会 十勝地区運輸産業労働組合協議会	
住民・利用者代表	清水町商工会	代表及び代表が指名する者
	清水町観光協会	
	清水町ハーモニーカード商店会	
	清水町PTA連合会	
	清水町社会福祉協議会	
	清水町女性団体連絡協議会	
	清水町老人クラブ連合会	
	清水町消費者協会	
	清水町町内会連絡協議会	
	御影地域づくり推進協議会	
	株式会社福原清水店	
医療機関	清水赤十字病院	
	前田クリニック	
	御影診療所	
運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局	帯広運輸支局長が指名する者
警察	新得警察署	新得警察署長が指名する者
北海道	北海道十勝総合振興局	十勝総合振興局長が指名する者